

宜野湾市情報産業振興施設管理運営事業

宜野湾ベイサイド情報センター指定管理者募集要項

令和4年9月

宜野湾市市民経済部産業政策課

1. 指定管理者募集の目的

情報技術による産業振興及び技術集積と、市民及び企業の情報通信技術に関する知識並びに技術の向上を図ることを目的として設置された宜野湾市情報産業振興施設（以下「宜野湾ベイサイド情報センター」という。）を創意工夫によって有効に活用し、市民サービスの向上と管理運営の効率化を図る。

2. 対象施設の概要

(1) 名称 宜野湾ベイサイド情報センター

(2) 所在地 宜野湾市字宇地泊 558 番地 18

(3) 建物の概要

a. 建築構造 鉄骨造地上 5 階建

b. 敷地面積 1,650 m²

c. 建築面積 656.398 m²

d. 延床面積 3007.656 m²

内訳 1 階 619.506 m²

2 階 630.652 m²

3 階 572.782 m²

4 階 572.782 m²

5 階 572.782 m²

屋上 23.152 m²

ポンプ室 16.000 m²

e. 竣工年月日 平成 15 年 3 月 31 日

f. 供用開始 平成 15 年 5 月 2 日

(4) 事業概要

- ① 情報通信関連産業の誘致及び集積による企業育成と雇用創出
- ② 情報通信技術分野での新規事業、創業活動及び人材育成活動の支援
- ③ 身体障がい者の雇用の促進と生活の自立支援
- ④ 観光、地域情報等の受発信
- ⑤ 上記に掲げる事業のほか、宜野湾ベイサイド情報センターの設置目的を達成するために市長が必要と認める事業

3. 指定管理期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで（5 年間）

4. 業務内容及び履行方法

具体的な業務内容及び履行方法については、宜野湾ベイサイド情報センター指定管理者業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

5. 管理運営経費

(1) 管理業務に要する経費

宜野湾ベイサイド情報センターの管理運営に要する経費については、施設の利用者が支払う利用料金収入と指定管理者が行う自主事業から得られる収入及び市が支払う指定管理料により賄うこととする。

(2) 市が支払う指定管理料

ア. 指定管理料算定の考え方

指定管理料の額は、申請にて提案された収支計画書において示された指定管理料の金額を上限として、市の予算額の範囲内で協定において定めるものとする。

イ. 参考額

指定管理料（年額）参考額 19,000,000 円（消費税含む。）

※ 上記参考額を年額の上限として事業計画書及び収支計画書を作成してください。なお、参考額算定の基準となった過去の管理運営経費の実績については、別紙資料1「指定管理料参考額及び支出の実績」を参照してください。

ウ. 指定管理料の支払い

指定管理料の支払いについては、事業計画書や収支計画書を基に協議し、協定書で定められた額を会計年度ごとに支払うものとする。

エ. 収入の減少への補填

利用料金収入の減少など指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合、原則として補填は行わない。

6. 応募資格

(1) 応募者の資格

宜野湾ベイサイド情報センターを円滑かつ安定して運営できる法人その他の団体等（共同事業体も可）とする。団体の場合、法人の有無を問わない（ただし、個人は応募不可）。

また、次の全ての要件を満たすものとする。

- ① 沖縄県内に主たる事務所又は事業所を有する法人等（共同事業所を含む）であること。
- ② 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられているものがないこと。
- ③ 会社更生法（昭和27年6月7日法律第172号）及び民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）等による手続をしている法人等でないこと。

- ④ 宜野湾市暴力団排除条例（平成23年度宜野湾市条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員ではないこと。
- ⑤ 国税及び地方税の滞納がないこと。
- ⑥ 国又は地方公共団体との契約に関して、参加の希望を表明する書類の提出時点で、指名停止を受けていないこと。
- ⑦ 過去2年以内に、本市又は他の公共団体から指定管理者の指定の取消を受けていないこと。
- ⑧ 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと（仮に受けている場合には、必要な処置の実施について労働基準監督署に報告済みであること）。
- ⑨ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- ⑩ 共同事業体の場合には、構成するすべての団体が②から⑨の条件を満たしていること。ただし、代表企業は他の共同事業体及び単独団体として重複して応募することは出来ない。

(2) 応募者の形態について

応募者の形態は、以下の示す形態のいずれかとする。

- ・単独団体：一つの企業、団体（任意団体等。）
- ・共同事業体：複数の企業、団体から構成される事業体

※ 共同事業体の形態をとる場合には、必ず代表企業・団体を明記することとし、協定の締結にあたっては共同事業体の構成員全てを協定当事者とする。選定後の協議は代表企業・団体を中心に行うが、協定に関する責任は共同事業体の構成員全てが負うこととする。

7. 申請の手続き

(1) 募集要項の配布方法

- ア. 市民経済部産業政策課窓口にて配布
- イ. 市のホームページからダウンロード

(2) 募集要項を配布する期間

令和4年9月1日(木)から令和4年9月30日(金)まで
 窓口:平日の午前9時00分から午後5時15分まで
 (正午から午後1時を除く)

(3) 施設の視察及び説明会の開催

- ① 開催日時: 令和4年9月8日(木) 午前10時から正午まで
- ② 開催場所: 宜野湾ベイサイド情報センター 2階
プレゼンテーションルーム
- ③ 持参するもの: 本募集要項、仕様書
 ※ 1団体あたり3人以内の参加とする。

※ 前日までに「宜野湾ベイサイド情報センター指定管理者募集要項等に関する説明会参加申込書（様式第4号）」にて FAX 又は e-mail で申し込み、送信後到達確認の電話連絡をすること。

(4) 募集要項等に関する質問書の受付

募集要項等の内容に関する質問は「宜野湾ベイサイド情報センター指定管理者募集要項等に関する質問書（様式第5号）」により、以下のとおり受ける。なお、誤解を防ぐため、受付期間以外の質問票の提出又は口頭、電話での質問には回答しない。

①受付期間：令和4年9月8日(木)～9月14日(水)午後5時15分まで

②提出先：宜野湾市役所 市民経済部産業政策課

③提出方法：FAX又はe-mail（送信後到達確認の電話連絡をすること。）

(5) 募集要項等に関する質問書の回答

質問についての回答は、質問者及び説明会参加団体に FAX 又は e-mail により質問者名を伏せて回答する。（回答内容についてはHPで公表します）

①回答日：令和4年9月20日（火）

(6) 申請書類の提出

①受付期間：令和4年9月1日（木）から令和4年9月30日（金）午後5時15分まで（必着）

※受付期間以外の申請書類は一切受け付けません。

②提出方法：持参又は郵送

※郵送の場合、記録が残る送付方法（簡易書留等）で提出することとし、上記提出期間内必着とする。

※持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時00分から午後5時15分までの間（ただし、正午から午後1時を除く）に持参すること。

※FAX や e-mail での申請は受け付けません。

③提出先：宜野湾市役所 市民経済部産業政策課

④申請書類の提出部数：正本1部、副本9部

⑤編綴方法：用紙の大きさを日本工業規格A列4判とし、A4縦のフラットファイルにファイリング及び書類毎にインデックスを付し提出すること。

8. 提出書類

提出書類は、指定管理者の選定資料以外の目的には使用しない。

また、提出書類に係る費用は応募者の負担とし、提出された書類や資料は返却しないものとする。

	法人	その他の団体
①	指定管理者指定申請書兼誓約書	指定管理者指定申請書兼誓約書

	(様式第1号)	(様式第1号)
②	宜野湾ベイサイド情報センターの管理運営に関する事業計画書(様式第2号)	宜野湾ベイサイド情報センターの管理運営に関する事業計画書(様式第2号)
③	宜野湾ベイサイド情報センターの管理運営に関する収支計画書(様式第3号)	宜野湾ベイサイド情報センターの管理運営に関する収支計画書(様式第3号)
④	定款、寄附行為の写し又は規約	代表者の履歴書
⑤	登記事項証明書	代表者の身分証明書(本籍地発行)及び住民票
⑥	現に行っている業務の概要を記載した書類(会社概要等)	団体の設立趣旨、事業概要が分かる書類
⑦	役員名簿	代表者、構成員の名簿
⑧	直近の納税証明書 ・国税(法人税、消費税及び地方消費税) ・地方税(都道府県民税、法人市町村民税) ※法人の設立が1年未満の場合は、直近の代表者の国税(所得税、消費税及び地方消費税)、地方税(都道府県民税、市町村民税)の納税証明書	直近の代表者の納税証明書 ・国税(所得税、消費税及び地方消費税) ・地方税(都道府県民税、市町村民税)
⑨	直近3カ年の法人税の税務申告書(一式)、事業報告書及び決算報告書の写し	直近3カ年の事業報告書及び決算報告書の写し
⑩	労働保険料の納入証明書	労働保険料の納入証明書
⑪	共同事業体協定書(共同事業体で応募する場合のみ)	共同事業体協定書(共同事業体で応募する場合のみ)

※⑨の税務申告書については、税務署の受付印(電子申告の場合は税務署が受け付けた事を証する書類を添付)が押された申告書を提出してください。

※共同事業体で応募する場合、法人、その他の団体での応募に関係なく、上記④～⑩の書類については、これを組織する構成団体ごとに提出すること。

9. 申請にあたっての留意事項

(1) 複数申請の禁止

1応募団体につき1申請とする。同一構成共同事業体による複数の申請をした場合は失格とする。

(2) 提出書類の不備

申請書提出期限までに所定の書類の提出がない場合は、申請がなかったものとして取り扱う。

(3) 共同事業体の構成団体の変更

共同事業体での提出後、代表団体及び構成団体の変更は認めない。

ただし、構成団体の倒産や解散等特別な事情が認められ、審査の公平性及び業務遂行上の支障がないと市が判断した場合には変更を認める場合もある。

(4) 応募の辞退

団体の解散等の事情により、応募を辞退することが明白になった場合には応募辞退届（様式6号）を提出すること。

(5) 提案内容変更の禁止

軽微な変更を除き、提出した書類の内容を変更することは認めない。

(6) 追加資料の提出

市が必要と認める場合は、申請者に対して、提出された書類の内容についての説明又は追加資料の提出等を求めることがある。

(7) 著作権の帰属

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属する。ただし、市は、指定管理候補者の決定の公表等必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で利用できるものとする。

(8) 情報公開条例に基づく開示請求

提出された申請書類等については、宜野湾市情報公開条例に基づく開示請求により、個人に関する情報等非開示にすべき箇所（非公開情報：個人に関する情報や申請者の正当な利益を害する恐れのある情報等）を除き公開されることがある。

(9) 提出書類に該当が無い場合

提出書類についての申立書（様式第7号）を提出すること。

10. 選定基準及び選定方法

(1) 選定基準

ア. 利用者の公平な利用が確保できるとともに、サービスの向上が図れるものであること。

イ. 宜野湾ベイサイド情報センターの効用を最大限に発揮するとともに、適切な経費縮減を図りながら効率的な管理運営がなされるものであること。

ウ. 事業計画書に沿った管理運営を安定して行える物的及び人的能力を有していること。

エ. 以上のもののほか、宜野湾ベイサイド情報センターの設置目的を達成するために十分な能力を有するものであること。

オ. 以下の項目については、必ずしも実施を要するものではないが、提案または該当があれば審査の上で加味する。

①インキュベーションマネージャーの配置（予定も含む）及び創業支援の強化に資するインキュベートブースの活用

②市民向けコーナー、研修室、プレゼンテーションルーム、インキュベートブース等の電子機器や各種備品等の設置又は更新

③利用者の利便性の向上に資する市民向けコーナーの活用

④宜野湾市を本拠地（本社、主たる事業所等）とする事業者、団体

⑤類似施設の管理運営実績

(2) 選定方法

宜野湾ベイサイド情報センター指定管理候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において下記のとおり、書類審査及び面接審査により選定する。

ア. 1次審査・・・・・・・・提出書類により応募資格等を確認後、選定委員会による提案内容等の書類審査を行う。

イ. 2次審査・・・・・・・・選定委員会において提案概要の説明（プレゼンテーション）及び質疑等の審査を行う。

※プレゼンテーションの日時や場所、方法等については、後日、該当する申請者に対し文書で通知する。

※プレゼンテーションの出席者は3名以内とし、総括責任者については必ず出席すること。また、出席者は原則として代表者及びその社員（共同事業体による応募の場合は、その構成員を含む）とする。

(3) 次点候補者の取扱い

(2) で選定された指定管理候補者が選定を取り消された場合や、指定後に指定管理者側から辞退の申出があった場合等は、次点候補者を指定管理候補者とし、指定や協定締結の交渉を行うものとする。

(3) 審査結果の通知及び公表

選定委員会で申請者の最終評価を行い、指定管理者としてふさわしい法人等を選定し、地方自治法の規定に基づき議会の議決を経て、指定管理者として指定する。なお、選定結果については、全申請者に文書で通知するとともに市ホームページで公表する。

(4) スケジュール概要

募集要項の配布	令和4年9月1日（木）～9月30日（金）
施設の視察及び説明会の開催	令和4年9月8日（木）

質問書の受付	令和4年9月8日(木)～9月14日(水)
質問書の回答	令和4年9月20日(火)
申請の受付	令和4年9月1日(木)～9月30日(金)
選定委員会による審査、選定	令和4年11月上旬
市議会への上程、議決	令和4年12月下旬
指定管理者の指定	令和5年2月
協定締結に向けての協議、協定締結	令和5年2月～3月
指定管理者での管理運営開始	令和5年4月～

1 1. 選定審査対象除外

次の要件に該当する場合は、選定審査の対象から除外する。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) この募集要項に違反または著しく逸脱したとき。
- (3) 提出期限までに必要な書類がそろわなかったとき。
- (4) その他不正行為があったとき。

1 2. 市と指定管理者との協定の締結

- (1) 市と指定管理者は事業内容に関する事項及び管理に関する事項等について協議の上、協定を締結する。
- (2) 協定書の解釈に疑義が生じた場合、又は、協定書に定めのない事項が生じた場合については、市と指定管理者は誠意を持って協議し決定するものとする。

1 3. モニタリングの実施

(1) モニタリングとは

指定管理者の管理運営について、効率的な運営やサービス水準の維持・向上、利用者の安全対策など、当初の導入目的に従い適切に運営されているか、また、指定管理者が作成した事業計画書に沿った運営がなされているかどうかを客観的に評価・検証する。

(2) 評価の方法

指定管理者自身が行うセルフモニタリング、所管課が実施するモニタリング、そして中間年度(3年目)に必要な応じ実施する委員会による評価の3段階とする。

(3) 評価の公表

所管課が行ったモニタリング及び委員会が行った評価の結果については、原則として市ホームページ等で公表する。

1 4. その他の注意事項及び配慮事項

- (1) 募集要項配布期間から選定期間中に、応募者が指定管理者選定委員等に対し、選定審査に関する照会を行うことや個別に接触を持った場合は選定審査対象から除外する場合がある。
- (2) 当施設は国・県の補助金により建設された施設である為、現在の用途以外の施設利用を行う場合は、国・県からの許可が必要になる。その為、提案された施設利用方法が実施できない場合がある。
- (3) 当施設は老朽化（雨漏り、空調設備及びエレベーターの老朽化等）がみられるため、これら対応（雨漏り対策など）が必要になる場合がある。この点理解頂いたうえで申込むこと。
- (4) 市が行う他の計画・事業を実施するにあたり、施設及び指定管理者が行う管理業務に対し影響が生じる場合があります。

1 5. 別紙資料・様式

- (1) 指定管理者指定申請書兼誓約書（様式第1号）
- (2) 宜野湾ベイサイド情報センターの管理運営に関する事業計画書（様式第2号）
- (3) 宜野湾ベイサイド情報センターの管理運営に関する収支計画書（様式第3号）
- (4) 宜野湾ベイサイド情報センター指定管理者募集要項等に関する説明会参加申込書（様式第4号）
- (5) 宜野湾ベイサイド情報センター指定管理者募集要項等に関する質問書（様式第5号）
- (6) 応募辞退届（様式第6号）
- (7) 提出書類についての申立書（様式第7号）
- (8) 宜野湾ベイサイド情報センター指定管理者業務仕様書
- (9) 宜野湾市情報産業振興施設の設置及び管理に関する条例
- (10) 別紙資料1（指定管理料参考額及び支出の実績）
- (11) 別紙資料2（宜野湾ベイサイド情報センター利用実績）

1 6. お問い合わせ先

〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号
宜野湾市 市民経済部 産業政策課商工振興係
電話：098-893-4411（内線2821、2822）
FAX：098-893-4410
e-mail：shimin07@city.ginowan.okinawa.jp